

京都市告示第 27 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年4月20日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	上賀茂水0092号	北区上賀茂六段田町3番地地先 同町22番地の4地先	
2	新洞水0002号	左京区超勝寺門前町80番地の1地先 同上	
3	銀閣寺水0004号	左京区銀閣寺町18番地の1地先 同町120番地地先	
4	山端水0011号	左京区山端川岸町43番地の4地先 同町48番地地先	
5	深草水0146号	伏見区深草瓦町43番地の1地先 同町44番地の3地先	

(建設局土木管理部道路明示課)